発議第10号

伊賀市の市長等、職員及び議員のハラスメント防止に関する条例の制定について

伊賀市の市長等、職員及び議員のハラスメント防止に関する条例を次のとおり制定しようとする。

令和８年10月30日

提出者　伊賀市議会議員

福村　教親

内原　篤

大石　亮子

陶山　美佐

寺村　京子

山口　康子

北山　太加視

西田　方計

森中　秀哲

宮﨑　栄樹

桃井　弘子

赤堀　久実

上田　宗久

百上　真奈

中岡　久徳

記

伊賀市の市長等、職員及び議員のハラスメント防止に関する条例

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　市長等及び職員（第４条―第12条）
第３章　議員（第13条―第15条）
第４章　雑則（第16条―第20条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、ハラスメントの防止のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に迅速かつ適切な対応を行うことにより、全ての職員等の尊厳が守られ、快適に働くことができる良好な勤務環境を確立することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　市長等　市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者をいう。

⑵　議員　伊賀市議会の議員をいう。

⑶　職員　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第２項に規定する一般職に属する職員で、本市に勤務するものをいう。

⑷　職員等　職員、市長等及び議員をいう。

⑸　管理職員　伊賀市職員の給与に関する条例（平成16年伊賀市条例第59号）第17条の２第１項に規定する管理職員をいう。

⑹　職場　職員等がその職務を遂行する場所（出張先その他職員等が通常業務を遂行する場所以外の場所及び親睦会の宴席その他の実質的に職場の延長線上にあるものを含む。）をいう。

⑺　被害者　ハラスメントを受けた職員等（当該ハラスメントを受けたとされる者を含む。）をいう。

⑻　行為者　ハラスメントを行った職員等（当該ハラスメントを行ったとされる者を含む。）をいう。

⑼　窓口　第７条第１項に規定するハラスメント外部窓口及び同条第２項に規定する

ハラスメント内部窓口をいう。

⑽　申出　窓口に対して行うハラスメントに関する相談又は苦情の申出をいう。

⑾　申出者　申出を行った者をいう。

⑿　ハラスメント　次に掲げるものをいう。

ア　パワー・ハラスメント　優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、勤務環境を害するものをいう。

イ　セクシュアル・ハラスメント　性的な言動による不快感を与える行為であって、勤務環境を害するものをいう。

ウ　妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント　次に掲げる事由又はこれに関する制度若しくは措置の利用に関する言動であって、勤務環境を害するものをいう。

⑺　妊娠したこと。

⑴　出産したこと。

⑼　妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。

⑽　不妊治療を受けること。

⑻　育児又は介護に関すること。

エ　ＳＯＧＩハラスメント　性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。以下このエにおいて同じ。）若しくは性自認（自己の性別についての認識をいう。以下このエにおいて同じ。）を理由とし、若しくはこれらに関する偏見に基づく言動又は性的指向若しくは性自認に関する情報を本人の同意なく第三者に暴露する行為であって、勤務環境を害するものをいう。

オ　その他のハラスメント　アからエまでに掲げるもののほか、誹謗中傷、事実に反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であって、勤務環境を害するものをいう。

⒀　ハラスメントに起因する問題　ハラスメントのため職員等の勤務環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員等がその勤務条件につき不利益を受けることをいう。

（ハラスメントの禁止）

第３条　職員等は、ハラスメントが個人の人格又は尊厳を不当に傷つける人権侵害に当たることを理解し、ハラスメントを行ってはならない。

第２章　市長等及び職員

（市長等の責務）

第４条　市長等は、職員がその能力を十分に発揮できる勤務環境を確保するとともに、ハラスメントに起因する問題（市長等又は職員が当事者であるものに限る。）が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

２　市長は、ハラスメントの防止を図るため、市長等及び職員に対し必要な研修を実施しなければならない。

（職員の責務）

第５条　職員は、他の職員に対し、職務遂行上の対等なパートナーとして、互いの人権を尊重しなければならない。

２　職員は、良好な職場環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除並びに被害者への配慮に努めなければならない。

（管理職員の責務）

第６条　管理職員は、所属職員がその能力を十分に発揮できるような職場環境を確保するため、ハラスメントの防止に努めなければならない。

２　管理職員は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

３　管理職員は、申出、調査への協力その他のハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

（窓口の設置）

第７条　市長は、申出に対応するため、専門的知識を有する者（法人を含む。）によるハラスメント外部窓口（以下「外部窓口」という。）を設置する。

２　市長は、外部窓口のほか、職員からの申出に対応するため、ハラスメント内部窓口を設置する。

３　前２項に定めるもののほか、窓口の設置及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

（申出）

第８条　職員等がハラスメントを受けた場合は、職員等（当事者以外の職員等を含む。）及び職員等の委任を受けた代理人は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める窓口に申出をすることができる。

⑴　職員　窓口

⑵　市長等及び議員　外部窓口

２　窓口は、正当な理由なく前項の申出を拒んではならない。

（申出内容の報告）

第９条　窓口は、前条の申出を受けた場合は、その内容を記録し、市長に報告しなければならない。この場合において、行為者が議員であるときは、併せて伊賀市議会の議長（以下「議長」という。）に報告するものとする。

２　前項の報告を外部窓口が行うに当たっては、申出者の同意を得なければならない。

（市長による対応措置）

第10条　市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、ハラスメントに起因する問題の解決に向け、必要な措置を講ずるものとする。

２　市長は、前項の場合において、当該報告に係る事案の行為者が市長等又は議員であるときは、当該報告に係る事案の被害者の同意を得た上で、次条に規定する伊賀市ハラスメント審査会に調査審議を求めるものとする。

３　市長は、第１項の場合において、当該報告に係る事案の行為者が職員であるときは、規則で定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

（伊賀市ハラスメント審査会）

第11条　市長は、前条第２項の規定により調査審議を求められた事案に対し次に掲げる事項について調査審議するため、伊賀市ハラスメント審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

⑴　ハラスメントに係る事実関係の調査に関すること。

⑵　ハラスメントの認定に関すること。

⑶　前２号に掲げるもののほか、ハラスメントに関し市長が必要と認める事項

２　審査会は、委員５人以内をもって組織する。

３　委員は、ハラスメントに関する専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

４　委員は、外部窓口において申出を受ける者と兼ねることができない。

５　委員は、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。

６　委員は、自己又はその親族その他密接な関係を有する者に関する事案その他職務の公正を妨げるおそれがある事案については、その調査審議に関与してはならない。

７　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

８　委員の再任は、妨げない。

９　審査会は、調査審議に当たり、必要に応じて申出に関係する者に対して意見の聴取及び資料の提供を求めることができる。

10　審査会は、第１項各号に掲げる事項について調査審議した結果を市長に報告するものとする。この場合において、申出に係る事案の行為者が議員であるときは、併せて議長に報告するものとする。

11　前各項に定めるもののほか、審査会の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（市長等に対する措置）

第12条　市長は、前条第10項の規定による市長等を行為者とするハラスメントの事実を認定した報告があった場合は、これを公表するほか、必要な措置を講ずるものとする。

２　市長は、前項の公表に当たっては、被害者、申出者その他関係者のプライバシーに十分配慮しなければならない。

第３章　議員

（議長の責務）

第13条　議長は、議員の代表者として、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題（議員が当事者であるものに限る。）が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

２　議長は、ハラスメントの防止を図るため、議員に対し必要な研修を実施しなければならない。

（議員の責務）

第14条　議員は、市民の代表者として、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの防止に努めなければならない。

（議員に対する措置）

第15条　議長は、第11条第10項後段の規定による議員を行為者とするハラスメントの事実を認定した報告があった場合は、これを公表するほか、必要な措置を講ずるものとする。

２　議長は、前項の公表に当たっては、被害者、申出者その他関係者のプライバシーに十分配慮しなければならない。

第４章　雑則

（職務の代理）

第16条　被害者又は行為者が市長である場合における第９条から第12条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「副市長等」と読み替えるものとする。

２　被害者又は行為者が議長である場合における第９条、第11条、第13条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「議長」とあるのは、「副議長」と読み替えるものとする。ただし、議長及び副議長が共に被害者又は行為者である場合は、「議会運営委員会の委員長」と読み替えるものとする。

（プライバシーの保護及び秘密の保持）

第17条　申出に関係する全ての者は、ハラスメントの当事者のプライバシーに十分配慮し、その際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（不利益取扱いの禁止）

第18条　職員等は、申出者に対し、申出を行ったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

（施行状況の報告及び公表）

第19条　市長は、この条例の施行の状況について、議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

（委任）

第20条　この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。